

令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究 (21AA2008)」

分担研究報告書

「フランスにおける障害者所得保障制度」

研究分担者 永野仁美 (上智大学法学部教授)

研究要旨

本稿は、フランスにおける障害者所得保障制度の沿革及び概要を調査し、まとめたものである。フランスでは、障害者に対する所得保障の仕組みとして、①社会保険の形をとる障害年金と、②社会手当の形をとる成人障害者手当(AAH)とが特に重要な役割を果たしている。それぞれの沿革及び支給要件等を調査し、来年度の最終報告に向けて、日本の障害者所得保障に対し何らかの示唆を得ることを目指した。

A. 研究目的

本稿は、フランスの障害者所得保障制度の在り方を調査することで、日本の法制度への示唆を得ることを目的としている(なお、スウェーデンの障害年金制度についても、来年度の本格的調査に向けて予備的な調査を開始している)。

B. 研究方法

本稿では、フランスの障害者所得保障制度について、文献調査(書籍・インターネット)を実施した(スウェーデンの障害年金制度についても、研究協力者の中野妙子教授に依頼し、文献調査を実施した)。

C. 研究結果

フランスの障害者所得保障制度は、①社会保険の仕組みを採用する「障害年金」と、②社会手当の形をとる「成人障害者手当(AAH)」とで構成されており、前者を後者が補足する関係がみられる。本稿では、フランスの障害者には、最終的にはAAHによって最低所得保障がなされることを確認しつつ、それぞれの給付の支給要件を、就労との関係にも留意しつつ、明らかにした(なお、スウェーデンでは2001年に大きな改革があり、障害年金の仕組みを公的年金制度から切り離し、疾病保険の中に位置づける改正がなされていることを確認した)。

D. 考察

フランスの障害年金の仕組みが、「労働・稼働能力の喪失」を保障するものとして制度設計

されているのに対して、AAHは障害者に対する「最低所得保障給付」として制度設計されている。「障害」の捉え方や、認定方法はそれぞれ異なっている。もっとも、上述のように障害年金等の他の給付を受給できない者にはAAHが補足的に支給されることから、他に収入を持たない障害者(AAHが定義する障害者)が所得保障の面で何らの保障もない状況に置かれることはない。この点は、日本において無年金障害者の存在が課題とされていること(20歳以降に初診日のある障害者についてはこのリスクがある)に鑑みると、重要である。また、「労働・稼働能力の喪失」に対する給付である障害年金については言うまでもないが、AAHの支給に際して「就労」の状況が考慮される点も、社会保障による所得保障と就労との関係が必ずしも明確ではない日本の障害年金制度の課題を考えるうえで、参照に値する。

E. 結論

社会保険の仕組みをとる公的年金制度の枠内で障害者に対する所得保障を行っている日本は、保険原理を修正しつつ(すなわち扶助原理も取り入れつつ)、障害者への所得保障を実現しようとしている。ただ、社会保険の仕組みを採用していることの限界(保険料の未払いに起因する無年金障害者の存在等)への対応は難しい。また、日本の障害年金制度は、基本的に障害を医学モデルの観点から捉えていることから、社会保障による所得保障と就労

との関係も曖昧なものとなっている。こうした課題にどのように対応すべきかに関して、「D.考察」で示した通り、フランスの法制度から得られる示唆は多い。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1.論文発表

「目的から考える障害年金の要保障事由」
障害法第6号(2022年刊行予定)

2.学会発表

永野仁美「目的から考える障害年金の要保障事由」日本障害法学会第6回研究大会(令和3年11月オンライン開催)。

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1.特許取得

なし

2.実用新案登録

なし

3.その他

なし